

職場の労働問題でお困りの方へ

福岡県内における労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介

福岡県内における労働相談窓口、個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体等の実施するサービスや制度の内容についてご紹介します。なお、サービスや制度内容の詳細については、各機関・団体等に直接お問い合わせください。

～ 労働問題どこに相談したらいいの？ ～

[福岡労働局](#)
P 1～5

[福岡県](#)
P 6

[法テラス](#)
P 7

[福岡県弁護士会](#)
P 8

[福岡県社会保
険労務士会](#)
P 9

～ 労働問題を解決したいけどどんな制度があるの？ ～

[福岡労働局](#)
P 1～5

[福岡県](#)
P 6

[法テラス](#)
P 7

[福岡県弁護士会](#)
P 8

[福岡県社会保
険労務士会](#)
P 9

～ 労働問題を裁判・労働審判など裁判所を利用して解決を図りたい ～

[福岡県弁護士会](#)
P 8

[福岡地方裁判所](#)
P 10

[簡易裁判所](#)
P 10

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

- ※ 協議会は、個別労働紛争の解決の促進を図る関係行政機関等によって構成されています。
- ※ 協議会の事務局（福岡労働局雇用環境・均等部指導課 TEL092-411-4764）。（令和4年度版）

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>福岡労働局 総合労働相談コーナー (県内 13 箇所)</p> <p>(福岡労働局指導課コーナー) 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎庁舎新館 4 階 (電話) 092-411-4764</p> <p>(福岡中央コーナー) 〒810-8605 福岡市中央区長浜 2-1-1 福岡中央労働基準監督署内 (電話) 092-761-5600</p> <p>(福岡東コーナー) 〒813-0016 福岡市東区香椎浜 1-3-26 福岡東労働基準監督署内 (電話) 092-687-5342</p> <p>(北九州西コーナー) 〒806-8540 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10 八幡労働総合庁舎 3 階 北九州西労働基準監督署内 (電話) 093-285-3799</p> <p>(北九州東コーナー) 〒803-0814 北九州市小倉北区大手町 13-26 小倉第二合同庁舎 5 階 北九州東労働基準監督署内 (電話) 093-288-5608</p> <p>(門司コーナー) 〒800-0004 北九州市門司区北川町 1-18 北九州東労働基準監督署 門司支署内 (電話) 093-381-5361</p> <p>(行橋コーナー) 〒824-0005 行橋市中央 1-12-35 行橋労働基準監督署内 (電話) 0930-23-0454</p>	<p>総合労働相談 コーナーにお ける労働相 談、労働関係 法令の問い合 わせ・情報提 供等</p>	<p>【制度概要】 解雇、雇止め、配置転換、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせ・パワーハラスメントなど、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも受け付けております。</p> <p>※各労働基準監督署内に設置されたコーナーにおいては、賃金不払、退職金不払、割増賃金不払、長時間労働、有給休暇等の労働関係法令違反に係る申告・相談や行政指導権限の行使に係る相談は、直接労働基準監督署に取り次ぐこともできます。</p> <p>※男女雇用機会均等法(セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等)、パートタイム・有期雇用労働法、育児・介護休業法等に関する民事上の個別労働紛争については、福岡労働局指導課(問い合わせ先別途掲載)で行っています。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15</p> <p>※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
	<p>福岡労働局長 による 助言・指導</p>	<p>【制度概要】 労働基準法等労働関係法令違反の事項を除く、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者の一方又は双方の申し出により、福岡労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘するとともに解決の方向を示し、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。 助言・指導は、口頭又は文書で行われ、口頭の場合は概ね 1 箇月以内に処理が終了します。</p> <p>※男女雇用機会均等法(セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等)、パートタイム・有期雇用労働法、育児・介護休業法等に関する民事上の個別労働紛争については、福岡労働局指導課(問い合わせ先別途掲載)で行っています。</p> <p>【費用】 無料。</p>

(飯塚コーナー)

〒820-0018
飯塚市芳雄町 13-6
飯塚合同庁舎 4 階
飯塚労働基準監督署内
(電話) 0948-22-3200

(田川コーナー)

〒825-0013
田川市中央町 4-12
田川労働基準監督署内
(電話) 0947-42-0380

(直方コーナー)

〒822-0017
直方市殿町 9-17
直方労働基準監督署内
(電話) 0949-22-0544

(大牟田コーナー)

〒836-8502
大牟田市小浜町 24-13
大牟田労働基準監督署内
(電話) 0944-53-3987

(久留米コーナー)

〒830-0037
久留米市諏訪野町 2401
久留米労働基準監督署内
(電話) 0942-90-0231

(八女コーナー)

〒834-0047
八女市稲富 132
八女労働基準監督署内
(電話) 0943-23-2121

(HP)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

【特長】

簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス！

※ 令和 4 年 11 月 1 日現在

**福岡労働局長による
助言・指導**

**福岡紛争調整
委員会による
あっせん**

【申出方法】

口頭又は文書による申出により受付。

※電話等による申出は、本人確認が出来ない場合がありますので、面談による申出をお願いすることがあります。

【申出日時】

月曜～金曜 8:30～17:15 (労働局指導課)
月曜～金曜 9:30～17:00 (各相談コーナー)

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。

※申出の受付は、専門の職員が行います。

【制度概要】

民事上の個別労働紛争について、福岡労働局長から委任を受けた福岡紛争調整委員会（弁護士、大学教授等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

あっせんは、裁判のように「勝ち負け」を判定するものではなく、あっせん委員を介して話し合いにより早期解決を目指す制度で、原則 1 回（半日）の開催で、合意点が見つけれらるようあっせん委員がサポートし、9 割以上が受付から 2 箇月以内に処理を終了します。

長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。

紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。

非公開のためプライバシーは保護され、紛争当事者から別々に話を聞きますので、直接紛争当事者が顔を合わせることがないように配慮します。

あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることは禁止されています。

【費用】 無料。

【申出方法】

あっせん申請書を福岡労働局指導課（左記総合労働相談コーナー経由でも可）へ提出することにより受付。

【受付日時】

月曜～金曜 8:30～17:15 (労働局指導課)
月曜～金曜 9:30～17:00 (各相談コーナー)

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。

※申請の受付は、専門の職員が行います。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等	
福岡労働局雇用環境・均等部指導課	男女雇用機会均等法、パートタイム・有期雇用労働法、育児・介護休業法、ハラスメント（セクハラ、マタハラ、パワハラ）等に関する相談等	相 談	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、ハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者、有期雇用労働者の均等・均衡待遇等、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法（パワハラ）に関するご相談を受け付けております。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません（本ページ内以下同じ）。</p>	
	<p>福岡労働局指導課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合庁新館4階 (電話) 092-411-4894</p> <p>(HP) https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/</p>		福岡労働局長による紛争解決の援助（助言・指導・勧告）	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法（パワハラ）に関わる民事上の個別労働紛争について、福岡労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【申出方法】 原則口頭による申出。 ※詳細は面談で伺うことがあります。</p>
	<p>【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の紛争解決援助サービス！</p> <p>※ 令和4年11月1日現在</p>			調 停

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
福岡労働局職業安定部需給調整事業課	労働者派遣法に関する相談等 福岡労働局 需給調整事業課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合庁本館1階 (電話) 092-434-9711 (HP) https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/	相 談	【制度概要】 労働者派遣法に関するご相談を受け付けております。 【費用】 無料。 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません（本ページ内以下同じ）。
	【特長】 簡易・迅速・無料・ 秘密厳守の紛争解決援助サービス！ ※ 令和4年11月1日現在		福岡労働局長による紛争解決の援助（助言・指導・勧告）
		調 停	【制度概要】 労働者派遣法に基づく公正な待遇の確保に関わる民事上の個別労働紛争に関して、福岡労働局長から委任を受けた福岡紛争調整委員会（弁護士、大学教授等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 【費用】 無料。 【申出方法】 調停申請書を福岡労働局需給調整事業課に提出することにより受付。
裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の対象となる事項 〈派遣元が講ずべき措置〉	① 派遣先の通常の労働者との不合理な待遇差、差別的取扱いの禁止 ② 労使協定に基づく待遇の決定 ③ 雇入れ時・派遣時の明示・説明 ④ 派遣労働者の求めに応じた説明と説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止	〈派遣先が講ずべき措置〉	① 業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練の実施 ② 給食施設、休憩室、更衣室の利用の機会の付与

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
福岡労働局職業安定部職業対策課障害者雇用対策係	障害者雇用促進法に関する相談等 福岡労働局職業対策課 障害者雇用対策係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合庁新館6階 (電話) 092-434-9807 (HP) https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/	相 談	【制度概要】 障害者雇用促進法に関するご相談を受け付けております。 【費用】 無料。 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません（本ページ内以下同じ）。
		福岡労働局長による紛争解決の援助（助言・指導・勧告）	【制度概要】 障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務に関わる民事上の個別労働紛争について、福岡労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。 【費用】 無料。 【申出方法】 原則口頭による申出。 ※詳細は面談で伺うことがあります。
		調 停	【制度概要】 障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務に関わる民事上の個別労働紛争に関して、福岡労働局長から委任を受けた福岡紛争調整委員会（弁護士、大学教授等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力を持ちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 【費用】 無料。 【申出方法】 調停申請書を福岡労働局職業対策課障害者雇用対策係に提出することにより受付。
	【特長】 <u>簡易・迅速・無料・秘密厳守の紛争解決援助サービス！</u> ※ 令和4年11月1日現在		
裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の対象となる事項 ① 募集及び採用に係る差別 例：障害を理由に採用を拒否する ② 待遇に関する差別 例：障害を理由に昇進させない ③ 合理的配慮 例：車いすでも動きやすい高さの机を設置する等の必要な措置を講じない			

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>福岡労働者支援事務所 (住所) 福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5階 (電話) (092)735-6149</p> <p>北九州労働者支援事務所 (住所) 北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIMビル4階 (電話) (093)967-3945</p> <p>筑後労働者支援事務所 (住所) 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階 (電話) (0942)30-1034</p> <p>筑豊労働者支援事務所 (住所) 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階 (電話) (0948)22-1149</p> <p>(HP) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/roudoushou/udannassenn.html</p> <p>【特長】 県内4か所の事務所で身近で親身な相談対応、簡易・迅速・無料・公平な紛争解決をお手伝いします</p>	<p>労働相談、労働関係法令の問い合わせ・情報提供等</p>	<p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、ハラスメント等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。 労働者・使用者のどちらからでも相談をお受けしています。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 ・電話又は面談 ・メールによる相談受付（メール相談受付後、回答は電話等により行います。） ※プライバシー保護のため専用の相談室を設けています。</p> <p>【相談受付時間】 月曜～金曜日（祝日及び年末年始は除く） 8:30～17:15 【夜間電話相談】（当番事務所が対応） 毎週水曜日（祝日の場合は翌日） 17:15～20:00</p>
	<p>福岡県労働者支援事務所によるあっせん ・職員によるあっせん ・委員あっせん</p>	<p>【制度概要】 相談だけでは解決できない問題には、労働者と使用者の間に立って、早期解決を促進する「あっせん」を実施して解決のお手伝いをいたします。あっせんは、労使どちらからの相談に対しても公平に対応します。 福岡県労働者支援事務所で行うあっせんは、当事者双方からの主張を聴取した上で問題点を整理し、調整を重ねて、柔軟かつ妥当な合意点を目指します。申し立てられたあっせんの大半が1か月以内に処理終了となっており、迅速な対応が特長です。 また、専門的知見に基づく判断を要すると考えられる場合等には、福岡県労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん員によるあっせんを行い、労使それぞれの立場を踏まえたサポート・アドバイス等により解決を図ります。 なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合や、解決の見込み及び合意が図られない場合には、同手続きは、打ち切り終了となります。</p> <p>【費用】 無料。</p>

福岡県（労働者支援事務所）

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>★法テラス福岡 (住所) 福岡市中央区渡辺通 5丁目14-12南 天神ビル4階 (電話) 0570-078359 もしくは 050-3383-5501</p> <p>★法テラス北九州 (住所) 北九州市小倉北区魚 町1-4-21魚町 センタービル5階 (電話) 0570-078360 もしくは 050-3383- 5506</p> <p>★法テラス・サポ ートダイヤル (電話) 0570-078374 (IP電話からは03-6745-5600)</p> <p>★法テラス・ホーム ページ (URL) https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/fukuoka/index.html</p> <p>【特長】 労働問題等の様々な 法的トラブルに対 応！</p>	<p>情報提供</p>	<p>【サービス内容】 利用者からの問合せ内容に応じて、一般的な法制度や関係機関の相談窓口等に関する情報を無料で提供しています。法的トラブルにあったが、どのような解決方法があるのか分からない、どこへ相談していいのか分からないという方々に、解決に向けた道案内をいたします。</p> <p>【費用】 無料（通話料は利用者負担）。</p> <p>【利用方法】 電話又は来所。</p> <p>【受付日時】 ●法テラス福岡、法テラス北九州 平日9時～17時 ●法テラス・サポートダイヤル 平日9時～21時、土曜日9時～17時</p> <p>【注意点】 情報提供業務では、個別の法律相談や法的判断は行っていません。 地方事務所においては情報提供専門職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。</p>
	<p>民事法律扶助</p>	<p>【サービス内容】 経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（同一案件で3回まで）、必要な場合には弁護士・司法書士費用等の立替えを行います。</p> <p>【費用】 法律相談は無料。 弁護士費用等の立替えについては、原則分割での返済が必要になります。 生活保護受給中の方は猶予や免除となる場合があります。</p> <p>【利用方法】 面談（電話等での事前予約が必要）。 電話での法律相談は行っていません。</p> <p>【注意点】 無料法律相談については、収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 <u>弁護士費用等の立替えについては</u>、①上記資力基準以外に、②勝訴の見込みがないとはいえないこと、③民事法律扶助の趣旨に適すること、という条件を満たすかどうかの審査があります。 刑事事件以外の対応を想定しており、例えば行政のあっせん不調に終わった方で、弁護士を利用して民事訴訟や労働審判等の裁判手続などを検討される方などが、利用できます。</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>福岡県弁護士会 法律相談センター</p> <p>(電話) 0570-783-552</p> <p>※ナビダイヤルです。 この電話番号にかけると、お近くの相談センターにつながります。</p>	<p>無料法律相談 (電話) 0570-783-552 (ナヤミ ココニ)</p>	<p>【サービス概要】 県内17カ所の法律相談センターにおける労働者側の労働相談(解雇・雇止め、未払賃金、退職金、セクハラ・パワハラ、過労死・過労自死・過労うつなど)です。</p> <p>相談後、弁護士に労働審判等の手続を依頼することができるので、解決につながります。依頼は有料ですが、民事法律扶助制度を利用することもできますので、相談の際、弁護士にお尋ねください。</p> <p>【費用】 労働者側の労働相談 3回目まで無料</p> <p>【相談日時】 各相談センターによって異なります。ご予約の際に、詳細をおたずねください。</p>
<p>(HP) http://www.fben.jp/</p> <p>【特徴】</p> <p>●労働者側の労働相談は無料!</p> <p>●迅速妥当な労働審判手続の代理人になることができるのは、弁護士だけです!</p>	<p>紛争解決センターによる あっせん・ 仲裁制度</p>	<p>【サービス概要】 残業代、解雇無効を求める労働事件等について、裁判所を使わずに解決を図る制度です。裁判実務経験豊富な弁護士があっせん・仲裁人となって、対立当事者の言い分を公平に聞いて話し合いによる解決を図ります。</p> <p>【費用】 あっせん手続の申立手数料は、1件につき、10,000円(消費税別)</p> <p>また、無事解決した場合は、解決額を基準として別途成立手数料がかかります。この成立手数料は、原則として、当事者双方に半分ずつ負担して頂きます。</p> <p>【その他】 費用、手続等の詳細は、以下の福岡県弁護士会紛争解決センター(法律相談センター)にお問い合わせ頂くか、福岡県弁護士会のホームページをご確認ください。</p> <p>福岡・筑豊：天神弁護士センター 092-741-3208</p> <p>北九州：北九州法律相談センター 093-561-0360</p> <p>筑後：久留米法律相談センター 0942-30-0144</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
福岡県社会保険 労務士会	<p>福岡県社会保険 労務士会 (住所) 福岡市博多区博多駅 東 2-5-28 博多偕成ビル 301 (電話) 092-414-4864</p> <p>(HP) https://www.sr-fukuoka.or.jp/</p>	総合労働相談	<p>【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。</p> <hr/> <p>【費用】 無料。</p> <hr/> <p>【利用方法・相談時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電話相談 <ul style="list-style-type: none"> 毎週火・木曜日 12時～18時 毎月第1土曜日 10時～16時 毎月第3日曜日 10時～16時 ●面談相談 <ul style="list-style-type: none"> 毎週火・木曜日 12時～18時 毎月第1土曜日 10時～16時 毎月第3日曜日 10時～16時 <p>※面談相談は予約制。(予約電話 092-414-4864) ※ご予約は平日(月～金曜日)9時～16時で承ります。</p>
	<p>社労士会 労働紛争解決 センター福岡 (電話) 092-414-4864</p> <p>(HP) https://www.sr-fukuoka.or.jp/dispute/</p> <p>【特長】 労働問題の 専門家としての 強みを発揮!</p>		労働紛争解決 センターによる あっせん

	問い合わせ先	利用できる制度・制度概要等
裁 判 所	<p>福岡地方裁判所</p> <p>県内簡易裁判所</p> <p>所在地・電話番号等は www.courts.go.jp/fukuoka/ a/ をご覧ください。</p>	<p>【各手続の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民事調停手続（簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、弁護士等に依頼しなくても手続を行うことができます。 ● 民事訴訟手続（簡易裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。簡易裁判所では、請求する金額が140万円以下の場合に利用できます。 ● 少額訴訟手続（簡易裁判所） 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。1回で審理をするため、内容が複雑ではなく、事前に証拠等を準備できることが前提となります。 なお、相手方（被告）が通常の裁判を求める場合は、申立人（原告）の意向にかかわらず、通常の裁判により審理されます。 ● 労働審判手続（地方裁判所） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の非公開の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。 ● 民事訴訟手続（地方裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円を超える場合や金銭に換算することが難しい内容を請求する場合には、地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。
		<p>【費用】</p> <p>上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります（例えば、民事調停手続は、民事訴訟手続の約半額、労働審判手続は、民事訴訟手続よりも低額の手数料となります。）。</p>
		<p>【ご注意】</p> <p>裁判所の窓口では、裁判所が行う手続について案内するもので、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。 上記手続以外にも、保全手続や支払督促手続等があります。</p>